

研究費の不正防止計画

28国研セ第16083104号

平成28年 9月 6日

最終改正 5国研セ第23062007号

令和 5年 6月21日

第1 研究費に関する不正を発生させる要因の把握

各組織の長、プログラムディレクターは、国立研究開発法人国際農林水産業研究センターリスク管理規程（18国研セ第6－7号）第6条で規定する、リスク管理責任者として、リスク発生要因となりうる業務を選定し、リスク管理委員会（以下「委員会」という。）に報告する。複数の部署にまたがっている業務については、リーダーを含む検討チーム体制を委員会が決定する。検討チームは、改善のための対策（リスク低減措置）案を検討し、その効果を確認するための評価を行い、その結果を委員会に報告する。それを踏まえ、委員会は必要な措置を講ずる。

要因分析の際には、以下の視点を考慮する。

- （1） ルールの明確化・統一化
- （2） ルールと実態の整合
- （3） ルールの周知
- （4） 職務権限の明確化
- （5） 関係者間での情報共有
- （6） 関係者の意識向上
- （7） 予算の執行時期の過度の集中

第2 所内で実施する不正防止への取組

1 コンプライアンスルールブックの整備と周知

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター内部統制の推進に関する規程（27国研セ15102904号）第7条（1）により作成した、コンプライアンスルールブックに、研究費の使用ルールを分かりやすくまとめた項目を整備する。

コンプライアンス管理科は、定期的にコンプライアンスルールブックの内容の点検を実施・更新するとともに、研究費の運営及び管理に関わる職員に直近のルールを周知する。

2 啓発活動

全役職員等に対して、不正を起こさせない組織風土を形成するために、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的として、啓発活動により不正防止に向けた意識付けを広く定期的に行う。

3 コンプライアンス推進責任者による取組

各組織の長、プログラムディレクターは、国立研究開発法人国際農林水産業研究センタ

一研究費の運営・管理規程（26国研セ第15031009号）第4条で規定する、コンプライアンス推進責任者として、以下の取り組みを行う。

- （1） 自己の管理監督又は指導するプログラム、領域等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、毎年度末に実施状況を理事に報告する。
- （2） 不正防止を図るため、プログラム、領域等内の研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を受講させ、受講状況を管理監督する。
- （3） 自己の管理監督又は指導するプログラム、領域等において、構成員が出納員に任命されて管理する海外研究資金も含めて、適切に研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- （4） 所管するプログラム、領域等において、研究費を使用する研究の進捗管理及び予算執行管理を行うとともに、不正行為の防止に努めるものとする。

第3 研究費の適正な運営・管理活動

1 職員への経理適正化の取り組みへの協力要請

契約責任者（総務部長）から職員へ以下の内容の周知を行う。なお、以下、不適正な経理処理となる事態は、DNA合成製品の前払による購入、預け金、一括払、差替え、翌年度納入、先払い、前年度納入、契約前納入である。

- （1） 取引業者からの不適正な経理処理に関する働きかけと思われる契約については、拒否すること。
- （2） 物品の納入等にあたり、不適正な経理処理への関与が認められた職員に対しては、国立研究開発法人国際農林水産業研究センターにおける職員の懲戒等に関する規程（18国研セ第4-36号）に基づき、厳しい措置を講じることとなることに留意すること。

2 取引業者への経理適正化の取り組みへの協力要請

契約責任者（総務部長）から取引業者へ以下の内容の周知を行う。

- （1） センター職員からの不適正な経理処理に関する働きかけと思われる契約については、拒否すること。
- （2） 物品の納入等にあたり、不適正な経理処理への関与が認められた業者に対しては、不正又は不誠実な行為として1ヶ月以上12ヶ月以内の範囲内で指名停止措置を行うなど、厳しい措置を講じることとなることに留意すること。

3 検収業務の徹底

検収調書と納品書・物品等との照合・確認を徹底するとともに、試薬等については検収時に薬品管理システムに登録し管理する。

第4 「不正行為通報等窓口」「相談窓口」の周知

研究費の使用に関するルール及び事務処理手続き等に係る事項の「相談窓口」と、不正行為通報等を受け付ける「不正行為通報等窓口」について周知を図るとともに、「不正行為通報等窓口」はホームページ等においてセンター内外に公表する。

附 則

この計画は、平成 28 年 9 月 6 日から施行する。

附 則

この計画は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この計画は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この計画は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。